

○赤磐市建設工事総合評価落札方式試行実施要綱

平成23年12月8日

告示第93号

(趣旨)

第1条 この告示は、赤磐市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る総合評価方式の実施に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示における「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 対象となる工事は、建設工事のうち、次の類型に該当する工事の中から市長が選定する。

- (1) 特別簡易型 同種工事の経験、工事成績、配置技術者の実績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事
- (2) 簡易型 前号の内容に加え、簡易な施工計画等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事
- (3) 標準型 前号の内容に加え、安全対策、交通及び環境への影響、工期の縮減等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事
- (4) 高度技術提案型 前号の内容に加え、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(入札手続)

第4条 総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、この告示によるものとし、この告示に規定がないときは、赤磐市建設工事に係る一般競争入札（条件付）実施要綱（平成19年赤磐市告示第96号。以下「実施要綱」という。）の規定によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 市長は、総合評価落札方式の実施に当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の10の2第4項（政令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとする

きに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者の意見聴取は、市長が別に定める様式により行うものとする。

(入札時に必要な資料)

第6条 市長は、価格以外の条件について評価を行う際に必要な技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を入札参加者から1部提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

2 技術資料等の提出期限は、市が指定する期日とする。

3 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(入札の公告)

第7条 市長は、総合評価落札方式で建設工事に係る一般競争入札（条件付）を行おうとするときは、入札公告に次の事項を加えて、公告する。

- (1) 総合評価落札方式による旨
- (2) 当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- (4) その他必要と認める事項

2 入札の公告は実施要綱に準じて行うものとする。

(落札者決定基準)

第8条 市長は、赤磐市入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）に諮り、評価基準、評価の方法その他の基準からなる落札者決定基準を定めるものとする。

(評価基準)

第9条 評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目 評価項目は、総合評価の形式、工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。
- (2) 得点配分 各評価項目に対する配点は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。配点の合計は10点から50点までの範囲内で定めるものとする。
- (3) 標準点（基礎点） 技術資料が提出された者に対して標準点（基礎点）を与える。標準点は100点とする。
- (4) 加算点 各評価項目の得点を合計したものを加算点とする。

(評価の方法)

第10条 価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、技術評価点（標準点（基礎点）に加算点を加えたものをいう。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

(入札参加資格の審査)

第11条 入札参加資格の審査は、実施要綱第15条第4項の規定にかかわらず、予定価格以下の金額で応札した者全員について行うものとする。

(落札者決定の方法)

第12条 市長は、入札執行後、落札者の決定を保留し、次の要件に該当する者について、調査委員会に諮り、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(入札の無効)

第13条 次の場合は入札を無効とし、審査及び評価の対象としない。

(1) 技術資料等を提出していない者のした入札

(2) 技術資料等は提出しているが、必要書類に不足がある者又は必要な記入箇所に記入していない者が行った入札

(3) 技術資料等に虚偽の記載をした者が行った入札

(総合評価結果の公表)

第14条 市長は、落札者を決定したときは、遅滞なく技術資料等の評価の結果及び評価値等を赤磐市のホームページに掲載するとともに、本庁及び各支所で閲覧に供するものとする。

(苦情申立て等)

第15条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して3日以内（当該日が、赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日の場合はその翌日まで）に、落札者として選定されなかった理由の説明を市長に求めることができる。

(評価内容の担保等)

第16条 請負者の責めに帰すべき事由により、契約時における価格以外の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合には、赤磐市入札参加資格審査会に諮り処分を行うものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年1月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事について適用する。

附 則（平成24年5月7日告示第48号）

この告示は、平成２４年７月１日から施行し、同日以降に公告又は指名する建設工事について適用する。

附 則（平成３０年５月２９日告示第５８号）抄  
（施行期日）

- 1 この告示は、平成３０年７月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月１８日告示第３２号）  
この告示は、平成３１年４月１日から施行する。